



2 1 0 3 - 0 0 3

令和 3 年 3 月 4 日

企業主導型保育事業ご担当者 様

公益財団法人児童育成協会

2020年度運営費等における年度報告及び 完了報告並びに処遇改善等加算の実績報告について

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2020年度における企業主導型保育事業（運営費等）の年度報告及び完了報告並びに処遇改善等加算の実績報告手続きについて、ご連絡いたします。

本手続きをもって2020年度の運営費等助成金は確定し、以後、訂正は行えなくなります。提出にあたっては、実施要綱、助成要領、留意事項の他、本通知をご確認のうえ、誤りが無いようご留意願います。なお、運営費等の年度報告及び完了報告並びに処遇改善等加算の実績報告の提出期限等については下記の通りです。内容をよくご確認いただき、円滑な事務手続きについてご協力をお願いいたします。

また、令和3年1月26日事務連絡「2020年度企業主導型保育事業（運営費及び施設利用給付費等）概算交付申請・月次報告・月次報告再申請の提出について」及び、令和3年2月25日事務連絡「2020年度企業主導型保育事業（運営費及び施設利用給付費）の概算交付申請（3月分）について」の通り、2月・3月分の運営費等は月次報告及び月次報告再申請に基づく助成は行わないこととするため、当該月の概算交付申請を「必須」の申請としているところですので、ご留意ください。なお、当該月の月次報告は、年度報告内でご申請ください。

敬具

記

1. 申請内容 2020年度企業主導型保育事業（運営費等）年度報告
 2020年度企業主導型保育事業（運営費等）完了報告
 2020年度企業主導型保育事業（運営費）処遇改善等加算実績報告

2. 対象事業者 2020年度企業主導型保育事業（運営費等）助成決定事業者



3. 申請期間 後日送付する通知にてご案内いたします。
4. 申請方法 後日送付する通知にてご案内いたします。
5. 留意事項
- (1) 今回送付いたします「2020年度運営費等における年度報告及び完了報告並びに処遇改善等加算の実績報告の手引き」は報告に必要な添付書類や基準等についてまとめた手引きとなります。お読みいただき、必要な書類等をご準備ください。
 - (2) 2・3月は月次報告及び月次報告に基づく助成は行わないこととし、当該月の概算交付申請を必須の申請としておりますので、年度報告にて月次報告を行っていただく必要があります。
 - (3) 既に確定した月次報告は年度報告において修正を行うことができません。月次報告の修正は原則、「月次再報告」として行うものであり、年度報告における修正は、2月10日以降に定員変更申請・事業変更申請が承認となった場合や、協会の指導等によりやむを得ず修正が必要になった場合などに行うものになります。
 - (4) 年度報告・完了報告・処遇改善等加算の実績報告はそれぞれ分割して報告する事が出来ません。全ての報告をまとめてご報告いただく必要があります。
 - (5) 上記申請による助成額確定以降は、2020年度運営費の訂正は行えなくなります。
 - (6) 上記申請において返還金が発生した場合は、2021年度助成金との精算（相殺）ができません。そのため、一括での返還請求を行います。予めご了承ください。
 - (7) 立入調査等で年度報告等と実態の不整合が確認された場合には、助成金の返還、取り消し、公表などの対象となります。年度報告等の提出にあたっては、実施要綱、助成要領、留意事項の他、本通知をご確認いただき、誤りが無いようご留意願います。

以上

【お問い合わせ】

企業主導型保育事業本部 審査部

電話 0570-550-819 (9:45~17:15)

お問い合わせフォーム <https://www.kigyounaihoiku.jp/contact>